

○厚生労働省告示第三百二十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県が地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように変更し、平成二十三年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一の二の1中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

別表第三の一の項を次のように改める。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
重度訪問介護	
同行援護	

行動援護

重度障害者等包括支援